

令和6年度 市街化区域内の農地転用の手続きについて

《市街化区域内の農地の転用は許可ではなく、農業委員会への届出となります。》

1 農地法第4条届出(※1)・第5条届出(※2)受理通知書の交付日

(※1) 農地所有者が自ら農地を農地以外の用途に利用(転用)する場合

(※2) 農地を買受けて、または借受けて農地以外の用途に利用(転用)する場合

月	受付期間(受理日)	交付日
4	4月4日 ~ 10日	17日
	11日 ~ 17日	24日
	18日 ~ 24日	5月1日
	25日 ~ 5月1日	8日
5	2日 ~ 8日	15日
	9日 ~ 15日	22日
	16日 ~ 22日	29日
	23日 ~ 29日	6月5日
	30日 ~ 6月5日	12日
6	6日 ~ 12日	19日
	13日 ~ 19日	26日
	20日 ~ 26日	7月3日
	27日 ~ 7月3日	10日
7	4日 ~ 10日	17日
	11日 ~ 17日	24日
	18日 ~ 24日	31日
	25日 ~ 31日	8月7日
8	8月1日 ~ 7日	14日
	8日 ~ 14日	21日
	15日 ~ 21日	28日
	22日 ~ 28日	9月4日
	29日 ~ 9月4日	11日
9	5日 ~ 11日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	10月2日
	26日 ~ 10月2日	9日

月	受付期間(受理日)	交付日
10	3日 ~ 9日	16日
	10日 ~ 16日	23日
	17日 ~ 23日	30日
	24日 ~ 30日	11月6日
	31日 ~ 11月6日	13日
11	7日 ~ 13日	20日
	14日 ~ 20日	27日
	21日 ~ 27日	12月4日
	28日 ~ 12月4日	11日
12	5日 ~ 11日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	1月8日
	26日 ~ 1月8日	15日
1	9日 ~ 15日	22日
	16日 ~ 22日	29日
	23日 ~ 29日	2月5日
	30日 ~ 2月5日	12日
2	6日 ~ 12日	19日
	13日 ~ 19日	26日
	20日 ~ 26日	3月5日
	27日 ~ 3月5日	12日
3	6日 ~ 12日	19日
	13日 ~ 19日	26日
	21日(金) ~ 26日	4月2日
	27日 ~ 4月2日	9日

2 受理できない場合

- (1) 届出に係る農地等が市街化区域内にない場合
- (2) 届出者が届出に係る農地等について、何らの権限も有していない場合
- (3) 農地法で定められた添付すべき書類のない場合

3 農地法第3条の3届出(農地の権利を相続等によって取得した場合)

農地法第3条の3届出の受付期間及び受理通知書交付日は、農地法第4条届出・第5条届出の受付期間及び受理通知書交付日と同様です。

4 注意事項

生産緑地指定を受けている農地は、生産緑地指定解除後でなければ農地転用できません。
(詳しくは緑地政策課へお問い合わせ下さい。)

【問合せ先】静岡市農業委員会事務局 農地係
電話：054-221-1140
FAX：054-221-1489